











一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績

3 国立大学法人等は、遲滞なく、前項の報告書を公表しなければならない。

第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項各号に定める事項について総合的な評定を交付して、行わなければならない。この場合において、評価委員会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第三項の規定による評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して前条第一項の評価を行わなければならない。

2 前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条第三項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る学校教育法第九十九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとする。

3 評価委員会は、前条第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、当該国立大学法人等（同項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行つた場合には、当該国立大学法人等及び独立行政法人評価制度委員会第五項及び次条において「評価制度委員会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人等に對し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行つたときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

評価制度委員会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるとときは、評価委員会に対し、意見を述べることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

**第三十一条の四** 文部科学大臣は、評価委員会が第三十一条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行つたときは、中期目標の期間の終了時までに、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他のその組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとする。

文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当つては、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

文部科学大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならない。

評価制度委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時までに、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告をすることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。

評価制度委員会は、前項の勧告をしたときは、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

**第四章 財務及び会計**

(積立金の処分)

**第三十二条** 国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る第三十一条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十二条第一項又は第二十九条の期間における第二十二条第一項又は第二十九

2 条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国立大学法人等は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関する必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び債券)

**第三十三条** 国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備、設備の設置又は先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発若しくは整備に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、国立大学法人等は、長期借入金又は債券を政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 前二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立大学法人等の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 国立大学法人等は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関する必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

**第三十三条の二** 前条第一項又は第二項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行する国立大学法人等は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

**(土地等の貸付け)**

**第三十三条の三** 国立大学法人等は、第二十二条の規定による支障のない範囲内で、その対価を当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であつて、当該業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために現に使用されることが予定されていないものを貸付けることができる。

(貸付計画の認可)

**第三十三条の四** 国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、当該国立大学法人等の所有に属する土地等の貸付けに関する計画(以下この条において「貸付計画」という。)を作成し、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができる。

2 貸付計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 貸付けを行うことが見込まれる土地等の所在地及び面積
- 2 前号の土地等の貸付けの際に指定することができる用途の範囲
- 3 第一号の土地等の貸付けの対価の算定方法及び使途
- 4 前二号に掲げるもののほか、第一号の土地等の貸付けに関する事務の実施の方法及び体制

五 その他文部科学省令で定める事項

貸付計画には、次項各号のいずれにも適合していることを証する書類その他文部科学省令で定める書類を添付しなければならない。

文部科学大臣は、貸付計画が次の各号のいずれにも適合していると認める場合でなければ、第一項の認可をしてはならない。

第一項の認可をしてはならない。

一 第二項第一号の土地等が、当該国立大学法人等の第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることができないものであること。

二 第二項第二号の用途の範囲が、第二十二条の遂行に支障のないものであること。

三 第二項第三号の対価の算定方法が、貸付けを行なう土地等の周辺地域の土地等の賃料の水準を参考することその他の適正な対価の算定の準則であること。

方法として文部科学省令で定める基準に適合すること。

四 第二項第三号の対価の使途が、当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てることに限定されること。

五 第二項第四号の方法及び体制が、土地等の貸付けに関する事務を適切に実施するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合すること。

六 第一項の認可を受けた国立大学法人等（以下この条において「認可国立大学法人等」という。）は、当該認可に係る貸付計画を変更しようとするとときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

七 第二項及び第四項の規定は、前項の規定による変更の認可について準用する。

八 文部科学大臣は、認可国立大学法人等が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認可を取り消すことができる。

一 第一項の認可に係る貸付計画（第五項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認可計画」といふ。）が第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

二 第五項の認可を受けないで認可計画を変更したとき。

三 認可計画に定めるところに従つて土地等の貸付けを実施していないと認めるとき。

四 第五項の認可を受けたときは、前条の認可（余裕金の運用の認定）

第五項の国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、文部科学大臣の認定を受けることができる。

一 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。

二 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに足りる知識及び経験を有するものであること。

三 前項の認定を受けた国立大学法人等は、準用通則法第四十七条の規定にかかるらず、次の方

法により、業務上の余裕金（当該国立大学法人等が受けた寄附金を原資とする部分であることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）の運用を行うことができる。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する有価証券であつて政令で定めるもの（株式を除く。）の売買

二 預金又は貯金（文部科学大臣が適当と認め指定したものに限る。）

三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への金銭信託（ただし、運用方法を特定するものについては、次に掲げる方法により運用するものに限る。）

イ 前二号に掲げる方法

ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）

三 文部科学大臣は、第一項の規定による認定をした後において、当該認定を受けた国立大学法人等が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消さなければならない。

四 第二項に規定する金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結をした後において、当該認定を受けた国立大学法人等が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消さなければならない。

第五章 指定国立大学法人等

（指定国立大学法人の指定）

第六章 雜則

（違法行為等の是正）

第七章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第八章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第九章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第十章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第十一章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第十二章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第十三章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第十四章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第十五章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第十六章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第十七章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第十八章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第十九章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第二十章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第二十一章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第二十二章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第二十三章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第二十四章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第二十五章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第二十六章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第二十七章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第二十八章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第二十九章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第三十章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第三十一章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

第三十二章 指定国立大学法人の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行

（研究成果を活用する事業者への出資）

第三十四条の二 指定国立大学法人は、第二十二条第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を実施する者に対し、出資を行うことができる。

二 指定国立大学法人は、前項に規定する業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

三 指定国立大学法人が第一項に規定する業務を行なう場合における当該指定国立大学法人に関する第三十二条第一項、第三十三条の三及び第三十三条の四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これら

の規定中「又は第二十九条第一項」とあるのは、「及び第三十四条の二第一項」とする。

四 第三十四条第一項から第五項までの規定は前項の規定による指定について、第三十四条の二（中期目標に関する特例）

五 第三十四条の三 文部科学大臣は、第三十条第一項の規定により、指定国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更するに当たつては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならない。

六 第三十四条の四 指定国立大学法人は、第三十三条の五第二項の規定にかかわらず、同条第一項の認定を受けることなく同条第二項に規定する運用を行なうことができる。

七 第三十四条の五 指定国立大学法人に関する準用通則法第五十条の二第三項及び第五十条の十第十三条の規定の適用については、準用通則法第五十条の二第三項中「実績」とあるのは「実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に從事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」と、準用通則法第五十条の十第三項中「並びに職員」とあるのは「職員」と「雇用形態」とあるのは「雇用形態並びに専ら教育研究に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」とする。

八 第三十四条の六 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘査して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものと、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定することができます。

九 第三十四条の七 文部科学大臣は、第三十条第一項中「指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条の二第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

十 第三十四条の八 指定国立大学法人は、第三十三条の五第二項の規定にかかわらず、同条第一項の認定を受けることなく同条第二項に規定する運用を行なうことができる。

十一 第三十四条の九 文部科学大臣は、第三十条第一項及び第四十条第一項において同じ。第三十九条及び第四十条第一項において同じ。

十二 第三十四条の十 文部科学大臣は、第三十条第一項及び第四十条第一項において同じ。

十三 第三十四条の十一 文部科学大臣は、第三十条第一項及び第四十条第一項において同じ。

十四 第三十四条の十二 文部科学大臣は、第三十条第一項及び第四十条第一項において同じ。

十五 第三十四条の十三 文部科学大臣は、第三十条第一項及び第四十条第一項において同じ。

十六 第三十四条の十四 文部科学大臣は、第三十条第一項及び第四十条第一項において同じ。

十七 第三十四条の十五 文部科学大臣は、第三十条第一項及び第四十条第一項において同じ。

十八 第三十四条の十六 文部科学大臣は、第三十条第一項及び第四十条第一項において同じ。

十九 第三十四条の十七 文部科学大臣は、第三十条第一項及び第四十条第一項において同じ。

二十 第三十四条の十八 文部科学大臣は、第三十条第一項及び第四十条第一項において同じ。

の処遇については、当該職員が行う教育研究の内容及び成果についての国際的評価を勘査して行うものとする。

二二以上の国立大学を設置する国立大学法人に

（研究結果を活用する事業者への出資）

第三十四条の二 指定国立大学法人は、第二十二条第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を実施する者に対し、出資を行うことができる。

二 指定国立大学法人は、前項に規定する業務を行なう場合における当該指定国立大学法人に関する第三十二条第一項、第三十三条の三及び第三十三条の四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これら

の規定中「又は第二十九条第一項」とあるのは、「及び第三十四条の二第一項」とする。

三 指定国立大学法人が第一項に規定する業務を行なう場合における当該指定国立大学法人に関する第三十二条第一項、第三十三条の三及び第三十三条の四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これら

の規定中「又は第二十九条第一項」とあるのは、「及び第三十四条の二第一項」とする。

四 指定国立大学法人は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人にについて、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条の二第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

五 第三十四条の五 指定国立大学法人は、第三十条第一項の規定による指定について、第三十四条の二（中期目標に関する特例）

六 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人にについて、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条の二第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

七 第三十四条の六 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人にについて、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条の二第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

八 第三十四条の七 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人にについて、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条の二第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

九 第三十四条の八 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人にについて、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条の二第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

十 第三十四条の九 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人にについて、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条の二第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

十一 第三十四条の十 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人にについて、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条の二第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。



第一回　第四回の見本二二、一五三、二二二、一

とするとき、又は同条第八項の規定により金額を定めようとするとき。

第二十二条第二項、第二十九条第二項、第三十一条第一項、第三十三条第一項、第二項若しくは第五項、第三十三条の二、第三十三

条の三、第三十三条の四第一項若しくは第五項若しくは第三十四条の二第二項又は準用通則法第四十五条第一項ただし書若しくは第二

項ただし書若しくは準用通則法第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

四 第三十二条第一項又は準用通則法第四十四  
め、又は変更しようとするとき。

五 第三十三条の四第七項の規定による認可の  
第二項の規定による承認をしようとするとき。

六 取消しをしようとするとき

（他の法令の準用）  
による指定をしようとするとき。

十号) その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を国

とみなしで、これらは法令を適用する。  
2 博物館法（昭和一十六年法律第二百八十五号）その他政令で定める法令については、政令

で定めるところにより、国立大学法人等を独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

## 第七章 罰則 第三十八条 第十八条（第二十一条の四第五項及 び第二十六項に付する規則の適用を除く。）

の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第三十九条** 満州通貿法第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若し

くは忌避した場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員等若しくは職員又は大学共同利用機関法人の役員若しくは職員は、二十万円

以下の罰金に処する。

又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

二 この法律又は準用通則法の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

三 この法律又は準用通則法の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第十一条第七項（第二十一条の七（第二十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第八項若しくは第二十五条第五項若しくは第六項又は準用通則法第十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

五 第二十二条第一項に規定する業務（指定国立大学法人にあつては同項及び第三十四条の二第一項、指定国立大学を設置する国立大学法人にあつては第二十二条第一項及び第三十四条の六第二項において準用する第三十四条の二第一項に規定する業務）以外の業務を行つたとき。

六 第二十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第三十一条第四項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

八 第三十一条の二第二項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出了したとき。

九 第三十三条の五第二項又は準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十 第三十五条第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

十二 準用通則法第三十八条第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告又は会計監査報告を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

第十三条第九項に規定する国立大学法人の子法人又は第二十五条第七項に規定する大学共同

<p>利用機関法人の子法人の役員が第十一条第九項若しくは第二十五条第七項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。</p> <p><b>第四十一条</b> 第八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。</p>	<p><b>附 则</b></p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。</p>
<p><b>第二条 削除</b></p> <p>(国立大学法人等の成立)</p>	<p>第三条 別表第一に規定する国立大学法人及び別表第二に規定する大学共同利用機関法人は、準用通則法第十七条の規定にかかるわらず、国立大学法人等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第百一十七号。以下「整備法」という)第二条の規定の施行の時に成立する。</p> <p>2 前項の規定により成立した国立大学法人等は、準用通則法第十六条の規定にかかるわらず、国立大学法人等の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。</p> <p>(職員の引継ぎ等)</p>

<p><b>第四条</b> 国立大学法人等の成立の際現に附則別表の上欄に掲げる機関の職員である者(独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第十四号)附則第二条又は独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)附則第二条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人海洋研究開発機構の職員となるものとされる者を除く。)は、別に辞令を発せられない限り、国立大学法人等の成立の日ににおいて、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となるものとする。</p> <p>第五条 前条の規定により各国立大学法人等の職員とのなった者に対する国家公務員法(昭和二年法律第二百二十号)第八十二条第一項の規定の適用については、各国立大学法人等の職員の同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたこ</p>	<p>第三条 別表第一に規定する国立大学法人及び別表第二に規定する大学共同利用機関法人は、準用通則法第十七条の規定にかかるわらず、国立大学法人等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第百一十七号。以下「整備法」という)第二条の規定の施行の時に成立する。</p> <p>2 前項の規定により成立した国立大学法人等は、準用通則法第十六条の規定にかかるわらず、国立大学法人等の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。</p> <p>(職員の引継ぎ等)</p>
--	--

<p><b>第七条 及び第八条 削除</b></p> <p>(権利義務の承継等)</p>	<p>第三条 別表第一に規定する国立大学法人及び別表第二に規定する大学共同利用機関法人は、準用通則法第十七条の規定にかかるわらず、国立大学法人等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第百一十七号。以下「整備法」という)第二条の規定の施行の時に成立する。</p> <p>2 前項の規定により成立した国立大学法人等は、準用通則法第十六条の規定にかかるわらず、国立大学法人等の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。</p> <p>(職員の引継ぎ等)</p>
<p><b>第九条 国立大学法人等の成立の際現に国が有する権利及び義務(整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。)附則第二十一項の規定</b></p>	<p>第三条 別表第一に規定する国立大学法人及び別表第二に規定する大学共同利用機関法人は、準用通則法第十七条の規定にかかるわらず、国立大学法人等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第百一十七号。以下「整備法」という)第二条の規定の施行の時に成立する。</p> <p>2 前項の規定により成立した国立大学法人等は、準用通則法第十六条の規定にかかるわらず、国立大学法人等の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。</p> <p>(職員の引継ぎ等)</p>

<p><b>第十一条 削除</b></p> <p>(機構の債務の負担等)</p>	<p>第三条 别表第一に規定する国立大学法人及び別表第二に規定する大学共同利用機関法人は、準用通則法第十七条の規定にかかるわらず、国立大学法人等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第百一十七号。以下「整備法」という)第二条の規定の施行の時に成立する。</p> <p>2 前項の規定により成立した国立大学法人等は、準用通則法第十六条の規定にかかるわらず、国立大学法人等の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。</p> <p>(職員の引継ぎ等)</p>
<p><b>第十二条 文部科学大臣が定める国立大学法人の退職手当(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。</b></p>	<p>第三条 别表第一に規定する国立大学法人及び別表第二に規定する大学共同利用機関法人は、準用通則法第十七条の規定にかかるわらず、国立大学法人等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第百一十七号。以下「整備法」という)第二条の規定の施行の時に成立する。</p> <p>2 各国立大学法人等は、前項の規定の適用を受けた当該国立大学法人等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の國家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間と当該国立大学法人等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。</p>



旧設置法第三条第一項の表に掲げる一橋大学	国立大学法人お茶の水女子大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる滋賀医科大学	国立大学法人滋賀
旧設置法第三条第一項の表に掲げる横浜国立大学	国立大学法人横浜	旧設置法第三条第一項の表に掲げる京都教育大学	国立大学法人京都
旧設置法第三条第一項の表に掲げる新潟大学	国立大学法人新潟	旧設置法第三条第一項の表に掲げる京都工芸織維大学	国立大学法人京都
旧設置法第三条第一項の表に掲げる上越教育大学	国立大学法人長岡	旧設置法第三条第一項の表に掲げる大阪外国语大学	国立大学法人大阪
旧設置法第三条第一項の表に掲げる富山大学	国立大学法人富山	旧設置法第三条第一項の表に掲げる大阪教育大学	国立大学法人大阪
旧設置法第三条第一項の表に掲げる富山医科薬科大学	国立大学法人富山	旧設置法第三条第一項の表に掲げる兵庫教育大学	国立大学法人兵庫
旧設置法第三条第一項の表に掲げる金沢大学	国立大学法人金沢	旧設置法第三条第一項の表に掲げる神戸大学	国立大学法人神戸
旧設置法第三条第一項の表に掲げる福井大学	国立大学法人福井	旧設置法第三条第一項の表に掲げる奈良教育大学	国立大学法人奈良
旧設置法第三条第一項の表に掲げる山梨大学	国立大学法人山梨	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人和歌
旧設置法第三条第一項の表に掲げる信州大学	国立大学法人信州	旧設置法第三条第一項の表に掲げる奈良女子大学	国立大学法人奈良
旧設置法第三条第一項の表に掲げる岐阜大学	国立大学法人岐阜	旧設置法第三条第一項の表に掲げる鹿児島大学	国立大学法人鹿児島
旧設置法第三条第一項の表に掲げる静岡大学	国立大学法人静岡	旧設置法第三条第一項の表に掲げる岡山大学	国立大学法人岡山
旧設置法第三条第一項の表に掲げる名古屋工業大学	国立大学法人名古屋	旧設置法第三条第一項の表に掲げる広島大学	国立大学法人広島
旧設置法第三条第一項の表に掲げる愛知教育大学	国立大学法人愛知	旧設置法第三条第一項の表に掲げる山口大学	国立大学法人山口
旧設置法第三条第一項の表に掲げる豊橋技術科学大学	国立大学法人豊橋	旧設置法第三条第一項の表に掲げる徳島大学	国立大学法人徳島
旧設置法第三条第一項の表に掲げる三重大学	国立大学法人三重	旧設置法第三条第一項の表に掲げる香川大学	国立大学法人香川
旧設置法第三条第一項の表に掲げる滋賀大学	国立大学法人滋賀	旧設置法第三条第一項の表に掲げる高知大学	国立大学法人高知
<hr/>			
大学	国立大学法人滋賀	大学	国立大学法人滋賀
大学	国立大学法人豊橋	大学	国立大学法人豊橋
大学	国立大学法人名古屋	大学	国立大学法人名古屋
大学	国立大学法人愛知	大学	国立大学法人愛知
大学	国立大学法人静岡	大学	国立大学法人静岡
大学	国立大学法人岐阜	大学	国立大学法人岐阜
大学	国立大学法人山口	大学	国立大学法人山口
大学	国立大学法人岡山	大学	国立大学法人岡山
大学	国立大学法人広島	大学	国立大学法人広島
大学	国立大学法人徳島	大学	国立大学法人徳島
大学	国立大学法人香川	大学	国立大学法人香川
大学	国立大学法人高知	大学	国立大学法人高知

附則	(平成一七年五月二五日法律第四 九号)	施行期日
第一条	この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第五条から第七条まで、第十条、第十二条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。	
第二条	(学長となるべき者の指名等に関する特例) 文部科学大臣は、この法律の公布の日の属する月の翌々月の初日において、現にこの法律による改正前の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人筑波技術短期大学(以下「新筑波技術短期大学」という。)の学長である者を、同日において、この法律による改正後の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人筑波技术大学(以下「新筑波技术大学」という。)の学長となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、指名された者以外の者が新たに新筑波技术大学法人筑波技术大学(以下「新筑波技术大学」という。)の学長となるときは、当該指名された者に代えて、当該学長を新筑波技术大学法人筑波技术短期大学(以下「新筑波技术短期大学」という。)の学長となるべき者として指名するものとする。	
第三条	「旧筑波技术短期大学法人」という。のうち、大学共同利用機関の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるもの	旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関とし、研究機構の研究分野に関する研究機構

「旧大学共同利用機関」という。のうち、大学共同利用機関の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるもの	旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関とし、研究機構の研究分野に関する研究機構
2 前項に規定する学長となるべき者の指名について、准用通則法(国立大学法人法第三十五条の規定により準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号))をいう。以下同じ。	旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関とし、研究機構の研究分野に関する研究機構
3 第一項の規定により指名され、准用通則法(平成十一年法律第百三号)をいう。以下同じ。	旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関とし、研究機構の研究分野に関する研究機構
十四条第二項の規定により新筑波技术大学法人の成立の時に学長に任命されたものとされる学長の任期は、国立大学法人法第十五条第一項の規定にかかわらず、旧筑波技术短期大学法人の	旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関とし、研究機構の研究分野に関する研究機構

学長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

文部科学大臣は、この法律の公布の日の属する月の翌々月の初日において、この法律による改正前の国立大学法人別表第一に規定する国立大学法人富山大学、国立大学法人富山医科大学及び国立大学法人高岡短期大学（以下それぞれ「旧富山大学法人」、「旧富山医科薬科大学法人」及び「旧高岡短期大学法人」という。）が協議して定める規程（以下「合同学長選考会議規程」という。）により、これらの国立大学法人にそれぞれ設けられた国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議の委員の中からそれぞれの学長選考会議において選出された者で構成される会議（以下「合同学長選考会議」という。）において同条第七項に規定する者のうちから選考された者を、合同学長選考会議の申出に基づき、この法律による改正後の国立大学法人別表第一に規定する国立大学法人富山大学（以下「新富山大学法人」という。）の学長となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名された者が欠けた場合においては、合同学長選考会議において国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから改めて選考された者を、合同学長選考会議の申出に基づき、当該指名された者に代えて、新富山大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。

合同学長選考会議規程においては、次に掲げる内容を定めるものとする。

一 合同学長選考会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定す

る委員の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。

二 合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定めること。

三 議長は、合同学長選考会議を主宰するこ

と。

四 前三号に定めるものほか、合同学長選考会議の議事の手続その他合同学長選考会議に詰つて定めること。

（国立大学法人筑波技術大学及び国立大学法人富山大学の成立）

第三条 新筑波技術大学法人及び新富山大学法人（以下「新国立大学法人」と総称する。）は、準用通則法第十七条及び国立大学法人法附則第三

の時に成立する。

2

前項の規定により成立した新国立大学法人は、準用通則法第十六条の規定にかかるわらず、政令で定め

るところにより、その設立の登記をしなければならない。

（旧国立大学法人の理事又は監事に関する経過措置）

3

前項の規定にかかるわらず、この法律の施行

の時に成立する。

4

前項の規定により成立した新国立大学法人は、準用通則法第十六条の規定にかかるわらず、政令で定め

るところにより、その設立の登記をしなければ

ならない。

（旧国立大学法人の理事又は監事に関する経過措置）

5

前項の規定にかかるわらず、この法律の施行

の時に成立する。

6

前項の規定により成立した新国立大学法人は、準用通則法第三十条に規定する財務諸表並

び事業報告書の作成等については、旧筑波技

術短期大学法人に係るものにあっては新筑波技

術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものに

あっては新富山大学法人が、それぞれ行うもの

とする。

7

前項の規定により成立した新国立大学法人は、準用通則法第三十二条第一項の規定による利

益及び損失の処理については、旧筑波技術短期大

学法人に係るものにあっては新筑波技術大学法

人等と総称する。の理事又は監事であつた者

等との最初の任命の際現に旧富山大学法人等の

役員又は職員でなかつた者を除く。が、引き

続き新富山大学法人の理事又は監事に任命され

る場合における国立大学法人法第十四条の規定

の適用については、その任命の際現に新富山大

学法人の役員又は職員である者とみなす。

8

前項の規定により成立した新富山大学法人は、准用通則法第三十二条第一項の規定による利

益及び損失の処理については、旧国立大

学法人の解散の日の前日において中期目標の期

間が終了したものとして、旧筑波技術短期大

学法人が、それぞれ行うものとする。

9

前項の規定により新国立大学法人が行うも

のとされる旧国立大学法人の行つた事業に係る

決算等の業務については新国立大学法人の行つ

た事業に係る決算等の業務とみなして、国立大

学法人法第十二条、第二十条第四項、第三十二

条、第三十六条及び第四十条並びに準用通則法

第三十八条、第三十九条及び第四十四条（第一

項ただし書、第三項及び第四項を除く。）の規

定を適用する。この場合において、国立大学法

人法第三十二条第一項中「当該中期目標の期間

の次の」とあるのは「新国立大学法人（国立大

学法人法の一部を改正する法律（平成十七年法

律第四十九号）附則第三条第一項に規定する新

国立大学法人をいう。）の最初の」と、「当該次

の次」とあるのは「当該」と、準用通則法第三十

八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「旧

国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十七年法

律第四十九号）附則第三条第一項に規定する新

国立大学法人をいう。）の最初の」と、「当該次

の次」とあるのは「当該」と、準用通則法第三十

八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「旧

国立大学法人（国立大学法人法の一部を改正す

る法律附則第五条第一項に規定する旧国立大

学法人をいう。以下同じ。）の最終事業年度（同

条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下

同じ。）の」と、「当該事業年度」とあるのは

「当該最終事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、準用通則法第四十四条第一項中「毎事業年

度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業

年度」と、同条第二項中「毎事業年度」と

あるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」

と、「前項の規定による積立金」とあるのは

「最終事業年度より前の事業年度において旧国

立大学法人が積み立てた積立金」とする。

10

前項に規定する資産の価額（前項の規定により読み

替えられた同法第三十二条第一項の規定による

承認を受けた金額があるとき、又は政府以外の

者から旧国立大学法人に出そんされた金額があ

るときは、それぞれ当該金額に相当する金額の

合計額を除く。）から負債の金額を差し引いた

額は、政府から新筑波技術大学法人又は新富山

大学法人に承継したときは、それぞれ当該金額が

承継する資産の価額（前項の規定により読み

替えられた同法第三十二条第一項の規定による

承認を受けた金額があるとき、又は政府以外の

者から旧国立大学法人に出そんされた金額があ

るときは、それぞれ当該金額に相当する金額の

合計額を除く。）から負債の金額を差し引いた

額は、新筑波技術大学法人又は新富山大学法人が

当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、當

該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法

人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣

が定める基準により算定した額に相当する金額

を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に

納付すべき旨の条件を付して出資されたものと

する。

11

前項に規定する資産のうち、土地について

は、新筑波技術大学法人又は新富山大学法人が

当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、當

該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法

人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣

が定める基準により算定した額に相当する金額

を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に

納付すべき旨の条件を付して出資されたものと

する。

12

第十項に規定する資産の価額は、新国立大

学法人の成立の日現在における時価を基準とし

て、准用通則法第三十二条第一項中「毎事業年

度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年

度」とあるのは「当該事業年度」とあるのは

「当該最終事業年度」とあるのは「当該最終事業

年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年

度」とあるのは「当該事業年度」とあるのは















備考	国立大学法人山口大	山口大学	山口県
学	国立大学法人徳島大	徳島大学	徳島県
端科学技術大学院大学	国立大学法人鳴門教	鳴門教育大	徳島県
学	国立大学法人香川大	香川大学	香川県
学	国立大学法人愛媛大	愛媛大学	愛媛県
学	国立大学法人高知大	高知大学	高知県
学	国立大学法人福岡教	福岡教育大	福岡県
育大学	国立大学法人九州大	九州大学	福岡県
学	国立大学法人九州工	九州工業大	福岡県
業大学	国立大学法人佐賀大	佐賀大学	佐賀県
学	国立大学法人長崎大	長崎大学	長崎県
学	国立大学法人熊本大	熊本大学	熊本県
学	国立大学法人大分大	大分大学	大分県
学	国立大学法人宮崎大	宮崎大学	宮崎県
学	国立大学法人鹿児島大	鹿児島大学	鹿児島県
立大学	国立大学法人琉球大	琉球大学	沖縄県
究大学	国立大学法人北陸先	北陸先端科技大学	石川県
端科学技術大学院大学	国立大学院大学	国立大学院大学	東京都
学	国立大学法人奈良先	奈良先端科技大学	奈良県
四	四	二	五
文化研究機構	大学共同利用機関法人の名	別表第二（第二条、第五条、第二十四条、第二十 六条、附則第三条関係）	一 政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学は、学校教育法第百三条に規定する大学とする。

研究	大学共同利用機関法人の名	別表第二（第二条、第五条、第二十四条、第二十 六条、附則第三条関係）	二 総合研究大学院大学は、大学共同利用機関及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うものとする。
究	大学共同利用機関法人の名	四	三 第一欄に掲げる国立大学法人が指定国立大学法人又は指定国立大学を設置する国立大学法人（次号及び第五号において「指定国立大学法人等」という。）である場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、当該国立大学法人の項の第四欄の理事の員数は、同欄に掲げる数に二（当該国立大学法人が一人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合にあっては、三）を加えた数とする。
究	大学共同利用機関法人の名	四	四 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が二人である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人（当該国立大学法人が指定国立大学法人等である場合を除く。）が一人以上の非常勤の理事を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「二」とあるのは、「三」とする。
究	大学共同利用機関法人の名	四	五 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人（当該国立大学法人が指定国立大学法人等である場合を除く。）が一人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは、「五」とあるのは、「六」と、「六」とあるのは、「七」とあるのは、「八」と、「八」とあるのは、「九」とあるのは、「八」と、「八」とあるのは、「九」とする。

備考	この表の各項の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人が一人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の各項の第四欄中「四」とあるのは、「五」とあるのは、「六」と、「六」とあるのは、「七」とあるのは、「八」と、「八」とあるのは、「九」とする。	大学共同利用情報	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器による素粒子、原子核並びに物質の構造及び機能に関する研究	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器による研究	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器による研究
研究	この表の各項の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人が一人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の各項の第四欄中「四」とあるのは、「五」とあるのは、「六」と、「六」とあるのは、「七」とあるのは、「八」と、「八」とあるのは、「九」とする。	研究機構	研究機構	研究機構	研究機構
研究	この表の各項の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人が一人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の各項の第四欄中「四」とあるのは、「五」とあるのは、「六」と、「六」とあるのは、「七」とあるのは、「八」と、「八」とあるのは、「九」とする。	研究機構	研究機構	研究機構	研究機構